

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日の翌日、
日曜日は、
休息日と
する)

目 次

規 則

市町村に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額及び基準額の算定に関する規則の一部を改正する規則
(市町村振興課)

公布された規則のあらまし

市町村に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額及び基準額の算定に関する規則の一部を改正する規則

一 次の基準税額等の算定方法の一部を変更することとした。(第三条、第五条 関係)

- (一) 市町村民税の所得割に係る基準税額
- (二) 市町村たばこ税に係る基準税額
- (三) 自動車取得税交付金に係る基準額

二 この規則は、公布の日から施行し、平成七年度分の普通交付税から適用することとした。

規 則

2 平成七年度に各市町村の基準財政収入額に加算する市町村民税の所得割に係る額の算定に用いる額の算定方法を定めることとした。

市町村に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額及び基準額の算定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年七月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十九号

市町村に対して公布すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額及び基準額の算定に関する規則の一部を改正する規則

市町村に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額及び基準額の算定に関する規則(昭和六十二年九月鳥取県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

第三条の算式中「89,471円」を「94,439円」に、「0.99864847」を「0.996962771」に改め、同条の算式の符号B中「0.954」を「0.872」に改め、同条の算式の符号C中「平成4年度」を「平成5年度」に、「1.14」を「0.885」に改め、同条の算式の符号D中「134,000円」を「13,000円」に改める。

第四条の算式中「1,4830」を「1,4841」に、「0.999571742」を「0.999748688」に改め、同条の算式の符号B中「1,0039」を「1,0124」に、「0.9950」を「1,0037」に改める。

第五条の算式中「0.999697118」を「1.000451776」に改め、同条の算式の符号B中「0.961」を「1.031」に、「1.036」を「0.975」に改める。
別表第一の表中「六・九一五」を「六・二〇八」に、「一・七四三」を「一・七二六」に、「一・四一五」を「一・四一四」に、「一・〇七九」を「一・〇八〇」に、「一・〇一四」を「一・〇一三」に、「一・〇〇二」を「一・〇〇三」に改める。
別表第二の表を次のように改める。

市町村名	A	B	市町村名	A	B
鳥取市	一・〇二七	一・〇〇二	東郷町	〇・九九五	〇・六八五
米子市	一・〇二三	〇・九六〇	三朝町	一・〇〇八	〇・六三二
倉吉市	一・〇一七	〇・八一六	関金町	一・〇〇三	〇・五四九
境港市	一・〇二〇	〇・八三五	北条町	一・〇二二	〇・六四九
国府町	一・〇一八	〇・七二五	大栄町	一・〇〇一	〇・七〇二
岩美町	一・〇一八	〇・六五三	東伯町	〇・九八〇	〇・七三二
福部村	一・〇二六	〇・五六三	赤碕町	〇・九九二	〇・六七七
郡家町	一・〇一六	〇・七〇八	西伯町	一・〇一五	〇・六五六
船岡町	一・〇二二	〇・七〇一	会見町	一・〇一四	〇・六六二
河原町	〇・九九七	〇・六八〇	岸本町	一・〇〇六	〇・七一九
八東町	〇・九九七	〇・六五五	日吉津村	一・〇一七	〇・九二一
若桜町	〇・九九五	〇・六三一	淀江町	一・〇二三	〇・七一四
用瀬町	〇・九九六	〇・六五八	大山町	一・〇二〇	〇・六〇八
佐治村	〇・九八二	〇・五二二	名和町	一・〇一一	〇・六六七
智頭町	〇・九九九	〇・六三六	中山町	一・〇〇三	〇・五九八
気高町	一・〇一六	〇・六四四	日南町	一・〇一五	〇・五四三
鹿野町	一・〇一九	〇・六一二	日野町	一・〇一〇	〇・六六七
青谷町	一・〇一三	〇・六二〇	江府町	〇・九九九	〇・六〇九
羽合町	一・〇一八	〇・六八三	溝口町	一・〇一〇	〇・六三九
泊村	〇・九八七	〇・五六二			

附 則
(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の市町村に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額及び基準額の算定に関する規則の規定は、平成七年度分の普通交付税から適用する。

(市町村民税の所得割に係る特例加算額の算定に用いる額の算定方法)

2 市町村民税の所得割に係る普通交付税に関する省令(昭和三十七年自治省令第十七号)附則第十九条の五第二項第一号(イ)の額は、知事が次の算式によって算定した額とする。

算式

$$[(94,439円 \times \alpha') \times A - B + C + D] \times 0.731] \times 0.998395787 (94,439円 \times \alpha')$$

に円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

A 第3条の算式の符号Aに同じ。

B 第3条の算式の符号Bに同じ。

C 第3条の算式の符号Cに同じ。

D 分離短期譲渡所得、分離長期譲渡所得及び株式等に係る譲渡所得に係る当該年度の当初調定に係る税額として知事が調査した額

α' 特別減税前の課税標準額の段階ごとの所得割額及び納税義務者数等を基礎として算定した附則別表に定める単位額補正率

附則別表

市町村名	単位額補正率	市町村名	単位額補正率
鳥取市	一・一八九	東郷町	〇・八三〇
米子市	一・一四一	三朝町	〇・七六八
倉吉市	〇・九七二	関金町	〇・六七八
境港市	一・〇〇一	北条町	〇・七八九
国府町	〇・八八四	大栄町	〇・八五〇

泊 羽 青 鹿 気 智 佐 用 若 八 河 船 郡 福 岩

合 谷 野 高 頭 治 瀬 桜 東 原 岡 家 部 美

村 町 町 町 町 町 村 町 町 町 町 町 町 村 町

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

六 八 七 七 七 七 六 七 七 八 八 八 八 七 七

九 二 五 五 八 七 四 九 六 ○ 三 四 六 ○ 九

七 九 三 一 八 一 九 八 三 一 五 八 五 一 六

溝 江 日 日 中 名 大 淀 日 岸 会 西 赤 東

口 府 野 南 山 和 山 江 吉 本 見 伯 碓 伯
津

町 町 町 町 町 町 町 町 村 町 町 町 町 町

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

七 七 八 六 七 八 七 八 一 八 八 八 八 八

八 四 ○ 六 三 ○ 五 七 一 八 一 ○ 二 六

二 八 九 六 四 九 五 二 五 三 五 九 一 八